

## 国立大学法人東京外国語大学における研究インテグリティの確保に関する基本方針

令和6年7月23日

学 長 裁 定

国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）は、研究の国際化やオープン化に伴う新たなリスクが顕在化する中、研究の健全性・公正性を担保し、もって国際的に信頼性のある研究環境を構築するため、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定）に基づき、本学における研究インテグリティの確保に関する基本方針を以下のとおり定める。

- (1) 本学における研究インテグリティの確保とは、外国の機関・大学等との共同研究や交流等に伴う、利益相反・責務相反の適切な管理、技術及び情報の流出リスクの防止、信頼低下のリスク等をマネジメントすることを意味する。
- (2) 学長は、本学における研究インテグリティの確保のため、適切な体制を整備し、研究インテグリティの確保に係る業務を統括する研究インテグリティ・マネジメント統括責任者（以下「統括責任者」という。）を指名するものとする。なお、統括責任者は、国立大学法人東京外国語大学利益相反マネジメント規程第5条第2項第1号の委員をもって充てるものとする。
- (3) 本学に所属する教職員、学生及び本学で研究に従事する者（以下「研究者等」という。）は、自らの研究活動の透明性を確保し、ステークホルダーに対する説明責任を果たすため、本学及び研究資金配分機関等に対して必要な情報を適切な時期に開示・申告し、利益相反・責務相反等の回避に努めるものとする。
- (4) 統括責任者は、研究インテグリティに係るリスクマネジメントを全学的に推進するため、関連する委員会及び事務組織等と緊密に連携し、適切な仕組みを整備するとともに、研究者等に対する情報提供や研修等を通じて、研究インテグリティに関する理解を醸成するものとする。